別表 2

別衣 乙			
費	目	経費の内容等	注意点
旅	費	事業を実施するため補助事業者が行	・鉄道のグリーン車等、航空機
		う各種活動の実施に必要な国内出張及	のビジネスクラス等の使用
		び海外出張に係る経費(交通費、宿泊	は認めない。
		費、日当等)とする。	
		既存の内規等に基づき、出張伺い、	
		報告等を整理し、適正な経理処理を行	
		うこと。内規等がない場合には、同地	
		域における同業種・同規模の企業の運	
		用を参考とし、ルールを策定する等合	
		理的な運用を行うこと。	
		また、必要最小限の人数で実施し、	
		出張報告には、いつ、誰と、どこで、	
		何をしたかを記載したものを提出する	
		こと。	
		。 - なお、航空賃等については、安価な	
		チケットの購入に努めること。	
謝	金	事業を実施するため必要な専門的知	・謝金の単価の設定根拠とな
1244		識・知見の提供、資料・情報の収集や	る資料を添付すること。
		提供等を行った外部専門家等に対する	・補助事業者の代表者及び補
		謝礼に必要な経費とする。	助事業者に従事する者に対
		各種検討会における有識者等専門家	する謝金は認めない。
		に対する謝金、海外における試食会や)
		日本食品フェア等の際に依頼する調理	
		専門家への謝金を含む。	
		内規がある場合は、内規等に基づい	
		た支払を行うこと。内規等がない場合	
		は、業務の内容に応じた常識の範囲を	
		超えないことが説明できる資料を準備	
		し、根拠に基づき単価を設定するもの	
		とする。	
		こん。 課題提案書等を提出する際、設定さ	
		れた単価が妥当であるか否かを審査す	
		るため、謝金単価の設定根拠となる資	
		料の添付が必要となる(この設定する	
		制金単価によって、事業費を算出する	
		C C なる。 / 。 謝金は源泉徴収(事業者において預	
		かり金処理又は税務署に納付等)を行	
		い、当該処理を示す資料を整理するこ	
		と。	

_		
賃 金	事業を実施理・を実施理・を実施では、	・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・補助事業従事者別の作業日誌を整備すると。 ・実働に応じた対価以外ようなと。 ・実働に応じた対価以外ような、各種手質に応じた対価のよい。 ・賃金の事業の算定にの事業の事業の事業のででは、「「人のののののででは、100円
使用料及び 賃借料	事業を実施するため必要な会議室等の使用料、見本市等の小間借上げ料(見本市への出展経費、撤去費用等も含みます。)、冷蔵庫等の備品や自動車等の賃借料の支払に要する経費とする。(本事業の実施に限らず使用できる汎用性の高い機器(パソコン、タブレット、携帯電話、Wi-Fiルーター、プリンター、デジタルカメラ等)を除く)	・使用・賃借期間が1年未満と 見込まれるものに限る。なお、1年以上と見込まれるも のについては、借上げ費とす る。 ・補助事業者が所有する会議 室を使用する場合は、会場借 料を支払うことは認めない。
役務費	事業を実施するため必要なそれだけでは本事業の成果とはなり得ない翻訳、通訳、設計、分析、試験、加工等を行うために必要な経費とする。	・民間企業内部で社内発注を 行う場合には、利潤を排除し た実費弁済の経費に限る。
印刷製本費	事業を実施するため必要なパンフレ	

	T	
	ット等産品のPR資料、レシピ、アン	
	ケート用紙等の印刷、ポスターや報告	
	書等の作成を行うために必要な経費と	
	する。	
	ブランドマークシールやラベルの作	
	成・印刷に要する経費を含む。	
広告宣伝費	事業を実施するため必要な試食会等	
	の会場装飾費、産品PRのための広報	
	媒体への広告等を行うために必要な経	
	費とする。	
	業界誌等への掲載費、車両・車内広	
	告、パンフレット、DVDの作成等を	
	一行うための経費を含む。	
	事業を実施するため必要な各種事務	消耗品は物品受払簿で管理
1日本で11月	用品、試食用資材(紙皿、楊枝、調味	すること。
		・
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	事業に用いるコメ・コメ加工品の原材	見込まれるものに限る。な
	料費、車両燃料等の購入に必要な経費	お、1年以上と見込まれるも
<u> </u>	とする。	のは備品費とする。
委託費	本事業の交付目的たる事業の一部分	・事業の委託は、第三者に委託
	(例えば、事業の成果の一部を構成す	することが必要かつ合理的・
	る調査の実施、取りまとめ等)を他の	効果的な業務に限り行える
	者(応募団体が民間企業の場合、自社	ものとする。
	を含む。) に委託するために必要な経	・民間企業内部で社内発注を
	費とする。	行う場合には、利潤を排除し
		た実費弁済の経費に限る。
		・ただし、事業そのもの又は事
		業の実施に当たっての基本
		的な方針・戦略の決定に係る
		業務の委託は認めない。
人 件 費	事業に直接従事する事務局の正職	・人件費の算定に当たっては、
	員、出向者、嘱託職員、管理者等の直	人件費の適正化通知による
	接作業時間に対する給料その他手当と	ものとする。
	する。	・謝金の支払対象者に対する
		人件費は認めない。
輸送費	海外の展示会等で使用する原材料、	-
	販売促進用具、資料等の輸送に必要な	
	経費とする。	
機器・備品費	事業を実施するために直接必要な機	・1年以上継続して使用し、か
NAHH MHHX	器、備品の経費とする。(本事業の実	つリース・レンタルを行うこ
	施に限らず使用できる汎用性の高い機	とが困難な場合に限る。
	器(パソコン、タブレット、携帯電話、	・取得単価が50万円以上の備
Ĺ	101 (ハイーマ、グノビソド、157市电前、	以付予 画 20 21 口 处 上 27 개

借上げ費	Wi-Fiルーター、プリンター、デジタルカメラ等)を除く) 事業を実施するために直接必要な物件、機器、備品の借上げ経費とする。 (本事業の実施に限らず使用できる汎用性の高い機器(パソコン、タブレット、携帯電話、Wi-Fiルーター、プリンター、デジタルカメラ等)を除く)	品では、見っては、名とは、 は、当なが等は、まである。 には、いっかができる。 には、いっかができる。 には、いっかができる。 には、いっかができる。 には、いっかができる。 には、いっかができる。 には、いっかができる。 には、いっかができる。 には、いっかができる。 には、いっかができる。 には、いっかができる。 には、いっかができる。 には、いっかができる。 には、いっかができる。 には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
その他経費	GLOBALG. A. P. や輸出先国の各種基準の取得に係る経費、文献・資料等購入費、通信費(郵送費等)、送金手数料等の雑費など他の費目に該当しない経費で、事業を実施するために必要なものとする。	価格(税抜き)×1/2 以内 算式②:助成金の額=リース 価格(税抜き)×(リース期 間/法定耐用年数)×1/2以 内 ・リース期間中にやむを得ず リース契約を解約すること になった場合は、未経過期間 に係る助成金の全部又は一 部を国に返還するものとす る。